

第3章 高齢者保健福祉計画（第6次）・介護保険事業計画（第5期）の現状と評価・課題

1 健康づくりと社会参加の促進

1-1 はつらつ世代（高齢期）における「健康いばらき 21・食育推進計画」の推進

活力ある高齢期を過ごすには、健康で生きがいに満ちた生活と、安心して暮らせるまちづくりが重要です。

（1）健康づくりの推進

「はつらつ世代」は、生涯現役で役割を持ち、こころも身体も元気であることを目指し、7つの分野ごとに目標を定め、健康づくりを推進しています。

7つの分野と目標（はつらつ世代のあるべき姿）

分 野	目 標
1 食育推進（栄養・食生活）	<ul style="list-style-type: none"> ・肥満や低栄養にならないよう、バランスのとれた食生活を送っています ・家族や仲間などと一緒に食事を楽しむ機会があります ・安心・安全な食材を選択する力が身に付いています
2 身体活動（運動）	<ul style="list-style-type: none"> ・運動器疾患や傷害の予防と早期発見に努めます ・運動器の機能向上に積極的に取り組みます
3 休養・こころの健康	<ul style="list-style-type: none"> ・日中、適度な運動と休息を心がけ、夜間の睡眠の質を高めます ・生きがいや趣味などを持ち、はつらつとした生活を送っています ・認知症やうつ病に対する理解を深め、予防に努めます
4 禁煙・喫煙防止	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙が心身に及ぼす害について正しい知識を持っています ・禁煙に取り組む市民が増加し、喫煙率が低下しています ・喫煙者はマナーを守り、周囲に迷惑をかけていません
5 自己の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・認知症予防などの健康づくりに取り組んでいます ・毎年、健康診査を受けて生活習慣を見直しています ・かかりつけ医を持っています ・感染症等に関心を持ち、予防対策の実践ができています
6 歯と口の健康	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ物をよく噛む習慣を身に付けています ・残っている歯を大切にし、歯や入れ歯、歯ぐきの手入れをするなど、口腔衛生に気を付けています ・かかりつけの歯科医師を持ち、定期的な健康診査を受けています
7 みんなで進める健康づくり活動	<ul style="list-style-type: none"> ・家族みんなで健康づくりに取り組んでいます ・地域の住民が一緒になって健康づくりを考えます ・地域活動が盛んです ・次の世代に地域のよい習慣や風習を伝えます

はつらつ世代に対する取組については、以下のとおりです。（詳細は「健康
いばらき21・食育推進計画（第2次）」参照）

①介護予防事業との総合的な取組

健康増進事業と介護予防事業を連携して取り組むことにより、効果的な健康づくりの推進に努めています。

②健康診査の実施と受診率向上に向けた取組

健康診査は、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、健康な生活を送る機会として重要であることから、受診率の向上に向けた取組と受診者への適切な情報提供に努めています。

■40歳から74歳までの国民健康保険被保険者に対し、特定健康診査及び特定保健指導を、また、75歳以上の方に対しては、大阪府後期高齢者医療広域連合により、後期高齢者医療健康診査を実施しています。

■各種がん検診等については、特定健康診査や後期高齢者医療健康診査と同時に受診できる体制や日曜日の実施など、受診しやすい体制の整備を行うとともに、特定健康診査の自己負担を無料化するなど受診率向上に向けた取組を進めています。

■歯科健康診査について、高齢や寝たきり等により医療機関に受診できない人を対象とした訪問歯科健康診査の対象や受診機会を拡充し、高齢者等の口腔保健の推進に努めています。

③保健指導の充実

寝たきりや認知症の原因となる生活習慣病予防に向けた保健指導の充実に努めています。

■特定健康診査受診の結果、生活習慣病の原因となるメタボリックシンドローム該当者及び予備群に対する保健指導の実施体制を充実し、特定保健指導の実施率の向上に努めています。

■生活習慣病重症化予防の取組として、特定保健指導の肥満基準に該当しない生活習慣病の重症化リスクが高い人に対して、保健師の訪問等による保健指導を実施し、医療費の適正化に向けた取組を推進しています。

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
特定健康診査受診率	27.9%	29.8%	28.9%
特定保健指導実施率	22.9%	27.1%	37.7%

1-2 介護予防の推進

(1) 二次予防事業の推進

二次予防事業対象者に対し、運動や栄養改善、口腔機能の向上に向けた訓練を行うなど、高齢者の状態に応じた介護予防事業により、要支援・要介護状態の予防に努めています。

また、健康アンケート調査^{※3}の結果、閉じこもり傾向にある人や健康診査未受診で健康感の低い高齢者に保健師が家庭を訪問し、受診勧奨や必要なサービスの情報を提供しています。

①二次予防事業対象者把握の強化

健康アンケート調査や地域からの情報提供などにより、二次予防事業対象者の把握に努めています。

【二次予防事業対象者把握事業の状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
二次予防事業対象者	5,044人	4,341人	4,129人
プラン作成者	403人	316人	301人
介護予防事業参加者	370人	293人	278人

②各種介護予防事業の推進

身近な場所で積極的に介護予防に取り組めるよう、保健医療センター、老人福祉センター、街かどデイハウス^{※4}等では、高齢者の健康づくりへの支援として介護予防事業の充実に努めています。

※3 健康アンケート調査

要介護認定を受けていない65歳以上の市民を対象とした、基本チェックリストを含む、高齢者の健康、生活状況等に関するアンケート調査のこと。

※4 街かどデイハウス

要介護認定で自立と判断される、おおむね65歳以上の在宅高齢者を対象に、住民参加による非営利団体が、地域で高齢者の自立生活を支え、地域住民の福祉活動を促進する目的で、給食、健康チェック、健康体操、介護予防等のサービスを提供する場

ア 通所型介護予防事業

平成23年度（2011年度）は運動器の機能向上プログラムを18回追加で実施しましたが、平成24年度（2012年度）からは運動器・栄養・口腔機能向上、認知機能の低下予防を含めた複合プログラムに一本化して実施しています。

【通所型介護予防事業の実施状況】

項目		平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
複合プログラム	回数	173回	248回	208回
	延人数	1,678人	1,890人	1,771人
運動器の機能向上 プログラム	回数	※18回		
	延人数	32人		

※平成24年度（2012年度）以降は、複合プログラムに一本化して実施

イ 訪問型介護予防事業

保健師等が、うつ、認知症、閉じこもり傾向がある高齢者宅を訪問し、相談や生活改善の支援を行っています。

【訪問型介護予防事業の実施状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
実施回数	102回	32回	98回
利用人数	12人	5人	8人

※実施回数には電話による支援を含んでいます。

ウ 二次予防事業評価事業

二次予防事業については、参加者が少ない状況ですが、事業終了後の生活機能の状態は、維持・改善が大半を占め、介護予防の効果がみられます。

【二次予防事業の評価】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
介護予防事業終了後の評価	370人	293人	278人
改善	31.9%	21.8%	36.2%
維持	50.3%	64.2%	48.7%
悪化	10.0%	5.1%	10.1%
不明（未評価）	7.8%	8.9%	5.0%

(2) 一次予防事業の推進

生涯にわたっての健康づくりや介護予防に必要な基本的な知識を普及・啓発し、高齢者自らが健康づくりに取り組めるよう、身近な場所を活用し、健康教育や相談事業、介護予防の啓発等に努めています。

①介護予防普及啓発事業

市広報誌やホームページ等を活用し、介護予防に関する情報提供に努めています。また、各種介護予防事業では、家庭における健康づくりの講話やパンフレットの配布などにより介護予防の周知を図っています。

平成25年度（2013年度）には医師会、歯科医師会、薬剤師会、高齢者サービス事業所連絡会等との協力で「はつらつパスポート（みんなで元気編）」を作成し、高齢者の自己の健康管理などに活用するよう啓発しています。

【介護予防普及啓発事業の実施状況】

項目	場所	単位	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
介護予防教養講座	老人福祉センター等	回数	36回	35回	38回
		参加人数	829人	724人	789人
介護予防教育事業等 (啓発イベント、講習会、相談 介護予防トレーニング等)	公民館、保健医療センター等	回数	689回	769回	719回
		参加人数	8,885人	9,971人	10,821人
計		回数	725回	804回	757回
		参加人数	9,714人	10,695人	11,610人
はつらつパスポート		冊			8,385冊
元気！いばらき体操（DVD、VHS）		本	117本	484本	246本

②地域介護予防活動支援事業

介護予防活動は、地域において主体的に取り組み、継続して実施することが重要となります。老人福祉センターや公民館等において、ロコモティブシンドロームを意識した「はつらつ運動教室」や栄養・食生活、歯と口の健康、認知症予防のメニューを取り入れた「介護予防講座」を実施しています。さらに、老人クラブ等地域からの依頼による「出前講座」を実施しています。

また、街かどデイハウス^{※4}においても、運動器の機能向上や認知症予防などの介護予防事業を実施しています。

【地域介護予防活動支援事業の実施状況】

項目	場所	単位	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
集団教室 (はつらつ運動教室)	老人福祉 センター、 公民館等	回数	245回	460回	555回
		参加人数	5,083人	8,117人	10,204人
介護予防講座 (講習会、出前講座等)	保健医療セ ンター、公 民館等	回数	67回	62回	95回
		参加人数	1,767人	1,480人	2,110人
街かどデイハウス介護 予防事業	街かどデイ ハウス、公 民館等	回数	1,788回	1,906回	2,548回
		参加人数	11,416人	12,805人	18,377人
計		回数	2,100回	2,428回	3,198回
		参加人数	18,266人	22,402人	30,691人

③一次予防事業評価事業

平成24年度（2012年度）からの3年間に取り組んだ介護予防事業について、その内容等の実績を取りまとめ、介護予防の推進状況について評価を行っています。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

本計画の計画期間内において、介護予防・日常生活支援総合事業の実施が求められており、取組内容を示す必要があります。

1-3 地域活動・社会参加の促進

(1) 市民活動団体・ボランティア活動への支援

社会福祉協議会「ボランティアセンター」や「市民活動センター」などの中間支援機能の充実を図っています。社会参加・地域活動への参加意向がある人と地域のニーズを結ぶことにより、ボランティア活動や市民活動団体の活性化を目指しています。

(2) 世代間交流への取組

保育所や幼稚園、学校等との連携のもと、高齢者とのふれ合いの場の提供や充実に努めています。

(3) 福祉教育への取組

地域や学校、福祉サービス事業者との連携のもと、福祉に関する学習を展開するとともに、福祉に関する科目の設定、高齢者・障害者福祉施設等での体験学習やボランティア活動等の取組を推進しています。

【体験学習等の実施状況】

項目		平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
実施学校数	小学校	20校	20校	21校
	中学校	13校	13校	14校

(4) 「茨木シニアカレッジ・いこいこ！未来塾」への取組

地域活動に意欲のある高齢者や団塊の世代の社会参加を支援するため「いこいこ！未来塾」を開講し、多様な生涯学習ニーズに応えるため、4つのコースを用意しています。なかでも「市民活動体験コース」では、地域課題に対応できる人材の育成につながることを期待されています。

【茨木シニアカレッジ・いこいこ！未来塾の講座状況】

項目	内容
現代社会を楽しく読み解くコース	社会で起こっている様々な問題を取り上げ、その背景を探る、いわば新聞を楽しく読み解くコース
高齢化を豊かに生きるコース	第2の人生を豊かに健康で暮らしていくためのヒントを盛り込み、これからの生活に楽しさを創造するためのコース
茨木をもっと楽しく学ぶコース	「茨木」にこだわって「茨木」を追求して、「茨木」をもっと好きになってもらうためのコース
市民活動体験コース	「自分が住んでいる地域で何かしたい」という皆さんが仲間をつくり、地域デビューするためのコース

【茨木シニアカレッジ・いこいこ！未来塾の受講状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
受講者	108人	122人	122人

(5) 老人クラブ活動に対する支援

団塊の世代が高齢期に入ること踏まえ、多様化するニーズに対応した活動が実現でき、同時に、社会参加の促進に寄与する老人クラブとして活動できるよう支援を継続しています。

茨木市老人クラブ連合会（以下「市老連」という。）の活動をより活性化させるため、組織の中に「若手部会」を平成24年（2012年）6月に設立し、市老連の活動促進やホームページ作成など、積極的にPR活動を行っており、新規会員の獲得や、市老連の啓発活動を図っています。

その中でも、近年の老人クラブの課題である、役員のみならず手不足やリーダーの不足しているクラブに対しては、若手部会が中心となり、茨木シニアカレッジと協力して、市から事業を業務委託している「リーダー養成講座」や「アシスタント養成講座」など、老人クラブの運営に必要な知識や技能を修得するための講座を開催することで、次期リーダーや役員の養成を支援しています。

老人クラブの組織のない地域については、周辺の組織に働きかけるなど、老人クラブに参加しやすい環境づくりに努めるとともに、未組織地域の老人クラブの結成を支援しています。

また、高齢者の地域での活動や身近な居場所を増やすため、老人クラブ等が運営主体となって実施する、「いきいき交流広場」を小学校区に1か所整備することを目標に、平成26年度（2014年度）からモデル事業として試行し、10か所の広場を整備し、高齢者の交流の場を提供するとともに、「居場所」と「出番」の創出を促進しています。

【老人クラブの会員数の状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
会員数	9,839人	9,083人	8,412人

(6) レクリエーション・スポーツ事業への取組

高齢者の健康保持・増進と相互の交流を図るため、各種レクリエーション・スポーツ大会を地域の関係団体等と連携して開催するとともに、高齢者も気軽に行える各種スポーツの普及に努め、高齢者の積極的なスポーツ活動を促進し、健康寿命の延伸に努めています。

【レクリエーション・スポーツ事業の実施状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
高齢者レクリエーションのつどい	259人	308人	212人
市民グラウンド・ゴルフ大会	231人	231人	221人
市民ゲートボール大会	110人	85人	75人
市民ウォークラリー大会	56人	23人	29人
指導者の育成研修会	99人	113人	86人

(7) 高齢者の生きがいつくり・居場所づくり

①老人福祉センター事業への取組

市内6か所の老人福祉センターは、高齢者の居場所機能を継続した上で、多世代が利用できる施設、介護予防を推進する施設への見直しを検討しました(多世代交流センター<福井荘、西河原荘、葦原荘、沢池荘、南茨木荘>)。

また、桑田荘については、いきがいや社会参加等に結びつく事業の創出やそのコーディネートなど、高齢者の出番につながる地域を支えるための諸事業に取り組む施設への見直しを検討しました(高齢者活動支援センター<桑田荘>)。

【老人福祉センターの利用状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
利用者	165,992人	169,920人	166,920人

②生涯学習センター、公民館、いのち・愛・ゆめセンターの講座への取組

生涯学習センターや各地域の公民館、いのち・愛・ゆめセンターなどにおいて各種事業を開催し、多数の高齢者が受講しています。

【各種講座の実施状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
生涯学習センターでの講座	165回	166回	174回
きらめき講座(教養及び実技)	130回	126回	126回
ボランティア講師による講座	35回	40回	48回
公民館での講座	204回	207回	207回
いのち・愛・ゆめセンターでの講座	266回	251回	253回

(8) 雇用に関する啓発活動への取組

ハローワーク等の関係機関と連携し、職業相談や情報提供を行うとともに、

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」を踏まえた継続雇用制度の普及・啓発に努め、高年齢者の就労促進と働きやすい職場環境づくりを目指しています。

(9) シルバー人材センターへの支援

高齢者の就労機会の提供や生きがいのづくりに重要な役割を果たしているシルバー人材センターの円滑な運営を支援しています。

また、活動の普及・啓発のための広報活動や会員の拡充についても支援しています。

【登録会員の状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
登録会員	1,586人	1,441人	1,373人

評価と課題「健康づくりと社会参加の促進」

健康づくりに関しては、「健康いばらき 21・食育推進計画(第2次)」に基づき、健(検)診をはじめ、健康づくりの教室や相談などの事業を実施していますが、本市の特定健康診査受診率は低く、生活習慣病予防の観点から、健診の受診率向上に向けた取組が大切です。

特に、はつらつ世代である高齢期には、高血圧症や脂質異常症、糖尿病などの疾患が多くなり、生活の質の低下を招きかねません。健診後の保健指導の充実など、引き続き生活習慣病の予防や悪化防止に対する取組が必要です。

介護予防に必要な知識の普及・啓発や活動支援を行う一次予防事業は、参加しやすい場所での実施に配慮したこともあり、年々参加者数の増加が見られ定着してきています。一方、二次予防事業については、地域包括支援センターが参加勧奨するにもかかわらず、参加者の増加につながっていない現状があります。今後、一次と二次予防事業を区別せず、地域の実情に合わせた実施が可能となることから、効果的な取組を推進できるよう、事業の再編が必要です。

老人福祉センターの再編に伴い、いきいき交流広場や街かどデイハウス^{※4}の新設・拡充や高齢者活動支援センター、多世代交流センターの開設など意欲的に取り組んでいます。より一層多くの高齢者が利用できるよう、高齢者の居場所と出番を創出していくことが必要です。

老人クラブの活性化やシルバー人材センターの事業拡大等の支援を推進するとともに、各種高齢者施策の見直しや改革を進めていきます。

2 安心して暮らせる地域づくり

2-1 在宅生活への支援

(1) 生活支援サービスの充実

支援が必要な高齢者が、地域でその人らしい生活を送ることができるよう、見守り支援等を兼ねた生活支援サービスを行っています。

①緊急通報装置設置事業

緊急事態のときに、電話により連絡を取ることが困難と認められるひとり暮らし高齢者等の住居に、緊急通報装置を設置し、24時間体制で安全を提供しています。

【緊急通報装置設置事業の実施状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
利用者	646人	656人	668人

②高齢者寝具乾燥事業

寝たきり、虚弱、ひとり暮らし高齢者等の寝具を、布団乾燥車により高熱乾燥消毒を行っています。介護サービスや高齢者福祉サービスの充実や相談支援体制の整備が進んでいることを受け、当事業は廃止しました。

【寝具乾燥事業の実施状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
利用者（登録者）	63人	68人	

③高齢者食の自立支援サービス事業

安否確認が必要で調理困難なひとり暮らし高齢者等に栄養バランスの取れた食事を定期的に提供し、安否確認や健康状態を確認するなど自立生活を支援しています。

【高齢者食の自立支援サービス事業の実施状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
利用者	1,034人	912人	816人

④ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業

要介護3以上のひとり暮らし高齢者等に、介護保険サービス対象外の軽作業（1回30分以内）のサービスを提供しています。平成25年度（2013年度）からは要介護1以上に対象者を広げています。

【ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業の実施状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
利用者（登録者）	6人	7人	19人

⑤安心カード配布事業

ひとり暮らし高齢者に、かかりつけ医療機関、現在及び過去の病気や常用薬、緊急連絡先などを記入することができる「安心カード」を配布し、緊急時に駆けつけた救急隊員や警察官等が的確に対応できるよう、目に付きやすい冷蔵庫の扉などに貼り、いざという時に備えています。平成22年度（2010年度）の配布開始以降、平成25年度（2013年度）までに約11,800世帯に配布しています。

⑥高齢者日常生活用具給付事業

火気の扱いに不安があるひとり暮らし高齢者等に対し、電磁調理器を給付しています。

【高齢者日常生活用具給付事業の実施状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
利用者	17人	16人	15人

（2）家族介護の支援

①高齢者紙おむつ等支給事業

在宅で寝たきり等の高齢者に対し、紙おむつ等を支給することにより、本人や家族の経済的負担の軽減を図っています。

【高齢者紙おむつ等支給事業の実施状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
利用者	210人	226人	261人

②高齢者ごいっしょサービス事業

認知症高齢者が外出する際の付き添いや通院時の院内介助、又は、認知症高齢者の家族が外出等する際の見守りを行うことにより、家族等の負担を軽減しています。

【高齢者ごいっしょサービス事業の実施状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
利用者（登録者）	36人	40人	47人

③在宅寝たきり老人等介護見舞金支給事業

在宅で常時介護を必要とする寝たきり状態の高齢者や認知症高齢者を介護している家族に支給していましたが、在宅サービスの充実に伴い、廃止しました。

【在宅寝たきり老人等介護見舞金支給事業の実施状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
受給者	703人	665人	656人

④高齢者位置情報お知らせサービス事業

徘徊行動が認められる認知症高齢者の家族に対し、検索時に現在の位置を検索し、情報を提供する専用端末機利用にかかる費用を助成します。

【高齢者位置情報お知らせサービス事業の実施状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
利用者（登録者）	9人	5人	5人

⑤行方不明者捜索支援事業

行方不明高齢者等の捜索依頼情報を、地域包括支援センターや高齢者施設などの関係者に配信できるよう、行方不明者の速やかな発見の体制を整備しています。

（3）在宅医療の推進

在宅で医療ケアを必要とする人が増えることに備えて、医療・介護の連携による地域包括ケアシステムの実現に取り組んでいます。

①かかりつけ医・歯科医の普及・啓発

高齢期になっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けるためには、健康なときから健康診査等を受診する機会を持ち、健康状態を相談できる「かかりつけ医・歯科医」をもつことが大切であることについて、普及・啓発に努めています。

②かかりつけ薬局の普及・啓発

処方された薬を安全に服用するためには、一人ひとりの状況に応じた健康相談等ができる「かかりつけ薬局」をもつことが大切であることについて、広く普及・啓発に努めています。

また、まちかど相談薬局は地域の身近な相談窓口であることについて、周知に努めています。

③在宅療養協力医・薬局等の推進

医師会、歯科医師会、薬剤師会では医療機関マップを作成し、市内全戸へ配布しています。また、医師会、歯科医師会では、在宅療養協力医の情報をホームページ等で提供しています。

ますます多様化する医療ニーズに対応できるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会と協力し、在宅医療の推進を図っています。

④医療と介護の連携の取組

住み慣れた地域で安心して療養生活を送るために、医療・介護の総合的なサービス提供が求められます。要介護認定を受けた方には、「はつらつパスポート（みんなで連携編）」を活用して、本人をはじめ医療と介護関係者の連携強化を図っています。

2-2 安心して暮らせる環境の充実

(1) 安全・安心な住環境の整備

①介護保険施設等の個室化・ユニットケアの促進

施設において家庭的な環境の中でケアが受けられるよう、ユニットケアの促進に努めています。また、プライバシーに配慮されるよう、個室化の推進など、既存施設については、グループケアの推進を図っています。

②住まいに関する安全・安心確保の取組

ア 高齢者住宅等安心確保事業

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に居住する高齢者が安心して生活を送ることができるよう、生活援助員※⁵を派遣しています。

【高齢者住宅等安心確保事業の実施状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
利用世帯	29世帯	29世帯	29世帯

イ 高齢者世帯家賃助成事業

収入及び家賃月額等の要件を満たし、65歳以上のひとり暮らし高齢者又は65歳以上を含む60歳以上の人のみで構成されている世帯を対象に家賃の一部助成を行っています。

【高齢者世帯家賃助成事業の実施状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
利用者	694人	669人	642人

ウ 高齢者向け住宅の情報提供

高齢者専用賃貸住宅（高専賃）、高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）等の高齢者向け住宅には、医療・介護の連携が不十分、行政の指導監督も行き届かない等の課題があり、より質の高い住宅制度の見直しが求められていました。

高齢者住まい法の改正に伴い、高齢者の円滑な入居を促進するため、平成23年（2011年）10月から登録が始まったサービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度の情報について、市のホームページ上で提供しています。

※5 生活援助員

市の委託により、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に居住している高齢者に対して、生活指導、相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを行う者のこと。

(2) ユニバーサルデザインのまちづくり

高齢者が安全かつ安心して外出できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例、茨木市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例、茨木市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例などに基づく公共施設や道路など、ハード面でのバリアフリー化とともに、「心のバリアフリー」の推進や情報提供等、ソフト面での施策を充実し、誰にも優しい福祉のまちづくりを目指しています。

高齢者が安全かつ安心して外出できるよう、関係機関の協力・連携のもと、建築物のほか、公共交通機関や周辺道路などを含む公共施設の整備を進めるとともに、放置自転車の撤去や自転車駐車場の整備に努めています。

【放置自転車・ミニバイク撤去の状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
放置自転車撤去	7,876台	8,552台	7,239台
放置ミニバイク撤去	742台	723台	604台

(3) 移動手段の充実

①低床バスの導入促進

高齢者の交通の便を確保するため、関係機関の協力・連携のもと、低床バスの導入を促進しています。

【低床バスの導入状況】

項目		平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
低床バス導入台数	ノンステップバス	106台	107台	107台
	ワンステップバス	142台	147台	147台
合計		248台	254台	254台

(阪急バス・近鉄バス・京阪バスの総計)

②高齢者福祉タクシー料金助成事業

在宅で要介護の高齢者に対して外出の支援と引きこもり予防のために、タクシーの基本料金の一部を助成しています。

【高齢者福祉タクシー料金助成事業の実施状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
利用者	1,028人	1,123人	1,258人

③福祉有償運送による移動支援

高齢者の社会参加等を促進するため、移動に制約のある高齢者に対する福祉有償運送による支援を図ります。

2-3 地域支援機能の強化

(1) 日常生活圏域の設定

本市では総合計画との整合性を図り、交通網やコミュニティ等、地域の特徴を踏まえ、また、前計画からの継続性を考慮し、引き続き7つの日常生活圏域を設定しています。

日常生活圏域には担当の地域包括支援センターを配置し、地域の関係機関・団体との連携に取り組んでいます。ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など地域の要援護者に対する支援機能の強化に努め、また、地域住民による支え合いの取組と合わせ、地域包括ケアシステムの実現を目指しています。

(2) 地域包括支援センターの包括的支援機能の強化

市が示す運営方針に基づき、地域包括支援センターは「事業計画」を策定し、住まい、医療、介護、予防、生活支援等のサービスが、高齢者一人ひとりに継続的に届く地域包括ケアシステムの基盤づくりに努めています。

また、地域福祉ネットワーク等の活用や、医療、介護、福祉サービスに関する関係機関の連携を推進するため、情報の共有化を図る地域ケア会議※6を開催するなど、コーディネーターとしての役割を担っています。

【地域包括支援センター配置数及び職種別人数】

項 目		平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
地域包括支援センター数		6か所	6か所	6か所
職種別人数	保健師等	6人	6人	9人
	社会福祉士	9人	10人	12人
	主任介護支援専門員等	12人	12人	10人
	合 計	27人	28人	31人

※6 地域ケア会議

保健医療・介護関係や地域福祉に携わる多職種が、地域情報を共有し、地域課題の解決策等を協議する場

①地域のネットワーク化への支援とケアマネジメント力の向上

高齢者等が住み慣れた地域で必要とするサービスが適切に利用できるよう、地域の関係団体・機関、サービス提供事業者等の情報共有、ネットワーク化への支援に努めています。また、困難事例の検討などを通じ、関係機関や事業者等が連携し、ケアマネジメント力の向上を図るよう支援しています。

高齢者が住み慣れた地域の中で安心してその人らしい生活を継続できるよう、様々な相談に対応し、適切な機関やサービスにつなげるなど、継続的な支援を行っています。

相談件数は年々増加しており、平成25年度（2013年度）は、平成23年度（2011年度）の約1.2倍になっています。

【包括的支援事業等実績】

項 目		平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
二次予防事業対象者 ケアマネジメント	決定者数	5,044人	4,341人	4,129人
	プラン作成数	403人	316人	301人
総合相談支援事業	市民	1,522件	1,631件	1,874件
	関係機関	1,531件	1,639件	1,813件
	合 計	3,053件	3,270件	3,687件
	割合（対高齢者人口）	5.6%	5.7%	6.2%
権利擁護事業	成年後見制度	30件	24件	29件
	消費者被害の防止	5件	12件	18件
	虐待対応	70件	56件	61件
	合 計	105件	92件	108件
包括的・継続的ケア マネジメント支援事 業	介護支援専門員に対する 個別指導・相談	234件	301件	298件
	関係機関との関連づくり	730回	1,096回	1,624回

②地域包括支援センター3職種連携の強化

高齢者本人だけでなく、その家族等が抱える様々な生活上の問題を迅速に解決するため、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種間の情報共有とチームアプローチによる継続的なケアマネジメントを行っています。

③職員の資質向上のための支援

地域包括支援センター職員のスキルアップを図るため、研修会への参加機会の提供や高齢者を取り巻く最新の情報提供に努めています。

(3) 地域で支え合う体制の充実

日常生活の中での近隣同士の声かけや見守りなど、地域の中での支え合い、助け合いが機能する環境づくりに努めるとともに、地域福祉ネットワークを活用し、ひとり暮らし高齢者等の孤立、孤立死の防止及び虐待の防止、早期発見・早期対応など、高齢者が地域で安心して暮らすことができる体制づくりを推進しています。

①地域福祉ネットワークの展開（健康福祉セーフティネットの強化）

小学校区単位に設置を進めている「地域福祉ネットワーク」は、これまでの健康福祉セーフティネットの機能（地域の要援護者からの相談、専門機関へのつなぎ、支援を必要とする方の発見、見守り等）に加え、総合相談窓口をコミュニティセンター等に設置し、民生委員・児童委員が相談に応じています。また、小学校区単位に市のケースワーカーや保健師を割り当て、地域での相談支援体制の強化を図っています。

②孤立死防止への取組の推進

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加する一方、地域の中での支え合い、助け合いの機能低下により、高齢者の孤立死が問題となっています。そのため、地域の見守り体制の強化を図るとともに、ひとり暮らし高齢者等の健康状態の確認や安否確認、引きこもりの予防のための生活支援サービス等を提供し、孤立死防止への取組を推進しています（2 安心して暮らせる地域づくり 2-1 在宅生活への支援 (1)生活支援サービスの充実 再掲）。

③災害等における支援体制

「茨木市地域防災計画」に基づき、高齢者や障害者、乳幼児等の災害時要配慮者に対し、災害時の迅速かつ的確な対応を図るための体制整備を図っています。

ア 市民の防災意識向上のための取組

地域における住民同士の連携を強化し、高齢者等が安全に避難できるよう、地域の中で助け合う市民の自助・互助の力を高めるとともに、出前講座などにより災害に強い市民の育成と防災意識の向上を図っています。

平成25年度（2013年度）末現在、28団体が自主防災会を結成しています。

【自主防災会結成数の状況】

項 目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
自主防災会結成数	28団体	28団体	28団体

イ 安否確認体制の確立

災害時要配慮者対策については、平成18年（2006年）4月から安否確認登録制度を開始し、登録者は、平成26年（2014年）6月末現在、4,136人です。平成20年度（2008年度）から住民基本台帳及び地図情報とマッチングさせる「安否確認システム」を実施し、災害時における支援体制の充実を図っています。

ウ 介護保険施設等との協定に基づく大規模災害時の受け入れ体制の拡充

平成24年（2012年）1月に茨木市高齢者サービス事業所連絡会と、平成25年（2013年）1月には茨木市障害福祉サービス事業所連絡会と「大規模災害に伴う避難施設の設置運営に関する協定」を締結のもと、平成26年（2014年）2月に本協定の運用にあたり必要となる事項等を定めた「要配慮者避難施設設置運営マニュアル」を作成し、要配慮者がより安全で安心した避難生活をおくるための支援体制の整備を進めています。

エ 避難所におけるサービス提供体制の構築

避難所においてもサービスが継続的に提供される体制づくりを目指して、地域の事業者、福祉団体、関係機関との連携を図っています。

オ 災害ボランティアセンターとの連携

災害発生時、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターがその機能を十分発揮できるよう、平時から関係団体との連携に努めています。

2-4 認知症に対する支援の強化

平成24年（2012年）に国が公表した認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）を踏まえた支援体制の整備を図っています。

（1）認知症に対する理解の促進

認知症高齢者の尊厳を守り、介護を担う家族等の負担軽減を図るため、また、認知症に対する理解が地域全体に広まるよう、あらゆる機会を通じて普及・啓発に努めています。

①認知症に関する知識の普及・啓発

認知症について市広報誌やホームページで周知するほか、地域で開催する認知症予防講座や平成24年度（2012年度）からは連続した講座も取り入れるなど、内容の充実に努めています。

【認知症予防講座の実施状況】

項目	場所	単位	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
認知症予防等に関する講座	コミュニティ センター等	回数	57回	124回	112回
		参加人数	908人	2,167人	2,057人

②「認知症サポーター100万人キャラバン」の推進

認知症サポーター養成の講師役となるキャラバン・メイトの登録は、市職員をはじめ、地域包括支援センターや介護保険事業所、さらに、医療機関の職員なども広く行っています。

また、認知症サポーターの養成は、地域のサークルや老人クラブ等への出前講座のほか、学校や企業にも出向いた結果、平成26年（2014年）10月には目標の延べ8,400人を達成しました。なお、サポーター養成講座修了者には、オレンジリングの配布やステッカーを活用し、サポーターの存在を地域に周知するほか、地域で活動した内容をホームページやオレンジ新聞に掲載しています。

【キャラバン・メイト登録数】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
キャラバン・メイト登録数 (各年度4月1日現在)	39人	66人	72人

【認知症サポーターの養成状況（延べ人数）】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
認知症サポーター養成者数	1,316人	1,256人	2,628人
平成20年度（2008年度）からの累計	3,774人	5,030人	7,658人

「認知症サポーターステッカー」の配布

認知症サポーターの存在が誰にでもわかりやすいように、「認知症サポーターステッカー」を配布しています。配布対象は、認知症サポーターが所属する事業者や団体などであり、事業所を利用される人などが目に付くところに掲示し、認知症サポーターの存在や活動の周知に努めています。



※「認知症サポーターステッカー」の掲示された金融機関の窓口

(2) 早期発見・早期対応の体制づくり

認知症は初期の段階から、適切な医療や介護保険サービス等を受けることが重要です。そのため、早期発見・早期対応の体制づくりを目指しています。

①地域住民による見守り

地域で展開される地域福祉ネットワーク等を活用し、地域住民が認知症サポーターとなって活動する、身近な見守り体制を推進しています。

また、出前講座等を通じて、地域住民による見守りの必要性や市内の相談機関について周知に努めています。

②三師会等との連携

かかりつけ医は、適切な医療の導入のほか、介護保険等のサービス利用や介護に関する助言など、介護を担う家族にとって大きな役割を果たすことから、身近な「かかりつけ医」にも認知症の診断や治療が行える「認知症診断・治療支援システム」の構築を進めている医師会との協力体制のもと、医療と地域の保健、福祉、介護に関する関係機関との連携強化に努めています。

③認知症高齢者等への支援

地域の身近な相談機関である地域包括支援センターが中心となり、相談に応じるとともに、必要に応じて専門医への受診勧奨や要介護認定につなぐなど、認知症高齢者等への適切な支援に努めています。

(3) 生活支援体制の整備

地域における認知症高齢者等を支援するためには、適切な診断に基づき、個々に応じた生活支援サービスや介護保険サービスを提供する必要があります。

そのため、平成24年度（2012年度）に設置した医師会や歯科医師会、薬剤師会、地域包括支援センター、介護支援専門員等の構成員からなる「認知症高齢者地域支援連絡会」を活用し、認知症ケアパス^{*7}を作成するなど、認知症高齢者等への効果的な支援に取り組んでいます。

また、平成25年度（2013年度）からは、医療と介護の切れ目のない提供を行うため、認知症地域支援推進員^{*8}を1人配置しています。

推進員は、地域包括支援センターの連絡会議や事例検討会での助言、医療機関への受診に向けた支援のほか、認知症の人やその家族に対して、専用ダイヤルによる電話相談を実施しています。また、状況に応じて医療や介護等のサービスが受けられるよう関係機関のつなぎや連携調整の支援、地域ケア会議^{*6}等への参加・助言、地域包括支援センターが抱えている困難事例への支援、研

修会の開催などを実施しています。

【認知症地域支援推進員の活動状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
医療と介護の連携強化 (関係機関との連携、連携会議等)			275回
認知症やその家族に対する支援相談 (オレンジダイヤル、同行訪問、面談等)			306件
そのうちオレンジダイヤル(電話相談)			104件
普及啓発に関すること(研修、講演会)			5回
			337件
認知症対応力向上に関すること			12回
(スタッフ向け研修)			489件

認知症 オレンジダイヤル

ココロ 晴れる

0120-556-806

受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時
(土日・祝日・年末年始12月29日～1月3日を除く)

通話・相談無料です。お気軽にご連絡ください。

プライバシーは保護されますので、ご安心ください。

※7 認知症ケアパス

医療・介護等が連携できるよう、認知症の容態(進行状況等)に応じた適切なサービスの提供の流れをわかりやすく示したもの

※8 認知症地域支援推進員

医療機関・介護保険サービスや地域の支援機関をつなぐコーディネーターの役割を担う者

2-5 虐待防止・権利擁護に関する取組の推進

(1) 虐待防止への取組の推進

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」の趣旨を踏まえ、地域包括支援センターや地域の様々な関係機関と連携し、高齢者虐待防止の取組を推進しています。

また、高齢者と接する介護従事者に対する人権意識の向上を図り、虐待防止に努めています。

①虐待防止及び啓発への取組

地域福祉ネットワーク等を活用した虐待の防止、早期発見及び見守り体制の充実・強化を図り、虐待についての研修会等を開催するなど啓発に取り組んでいます。

また、茨木市高齢者サービス事業所連絡会との連携や介護相談員の活動等を通じて、施設における身体拘束ゼロを目指しています。

【虐待対応の状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
虐待の相談件数	91件	99件	77件
虐待を理由とする入所措置件数	3件	4件	2件

②虐待への対応

虐待に関する通報があり、事実確認の結果、虐待が発生している場合や発生する恐れがある場合には、地域包括支援センター、保健所や警察などと連携し、事態の解消方法について検討した上で、適切な対応を行うほか、必要に応じて高齢者の一時保護、施設への入所措置を行っています。また、支援が困難な事例については、弁護士や社会福祉士といった専門職と協議し対応しています。

なお、介護施設内での虐待に関する通報があった場合には、事実確認を行うとともに、大阪府などの関係機関と連携し、適切な対応に努めています。

③障害者・高齢者虐待防止ネットワーク事業

関係機関の連携協力体制を整備することにより、虐待対応の推進と虐待の防止を図るため、障害者・高齢者虐待防止ネットワークを運営しています。

また、啓発・研修の実施や通報窓口の周知、高齢者虐待防止に専門的に取

り組む弁護士会及び社会福祉士会によるケースへの助言体制を図っています。

④高齢者緊急一時保護事業

家族等からの虐待を受けた、又は受けるおそれのある高齢者をシェルター（緊急避難所）に一時的に保護し、事態解決を図ります。

【高齢者緊急一時保護事業の実施状況】

項 目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
緊急一時保護者	5人	2人	0人

(2) 権利擁護事業の推進

認知症高齢者や知的障害者・精神障害者など、判断能力が低下した人の権利が守られ、必要な介護保険サービスや福祉サービスを利用して、その人らしい生活を送ることができるよう、また、高齢者虐待や消費者被害を受けることがないよう権利擁護事業を行っています。

①成年後見制度利用支援事業

判断能力の低下した高齢者に対して、本人又は配偶者若しくは4親等内親族が成年後見審判（法定後見）^{※9}の申立てを行う場合、申立てに要する費用を助成しています。

また、成年後見人等に対する報酬の支払いが困難な高齢者に報酬を助成しています。

【成年後見制度利用支援事業の状況】

項 目		平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
成年後見制度利 用支援事業	利用支援	5人	9人	7人
	報酬助成	2件	3件	5件

※9 法定後見（制度）

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度からなる。

法定後見制度とは、本人の判断能力が低下したとき、本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長等のいずれかの申立てにより、後見開始等の決定を行い、本人を支援する制度

任意後見制度とは、本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が低下したときの後見事務の内容と後見する人（任意後見人）を、自ら事前の契約によって決めておく制度

②成年後見審判（法定後見）の市長申立て

判断能力が低下した高齢者の成年後見審判の申立てができるのは、本人又は本人の家族等に限定されています。このため、身寄りのいない高齢者や家族等から虐待を受けている高齢者に成年後見審判が必要となった場合には、市長が申立てを行います。

【市長申立ての状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
市長申立件数	1件	7件	5件

③日常生活自立支援事業

社会福祉協議会は、判断能力が低下した認知症高齢者等との契約により、福祉サービス利用援助や日常生活の金銭管理、預かりサービス等を実施しています。制度の周知に努めていることから相談、問い合わせ件数が増加しています。

【日常生活自立支援事業の実施状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
利用件数	51件	53件	54件
相談、問い合わせ件数	197件	204件	396件

医療や介護を必要とする高齢者が増加していく中、介護保険サービスなどのフォーマルサービスの基盤整備を進めるとともに、多様な実施主体によるインフォーマルサービスの充実を図る必要があります。

医療ニーズの高い高齢者を地域で支えていくために、地域包括ケアシステムにおける在宅医療の充実が求められています。国において具体的な取組として、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進などが示されており、医師会等の協力のもと本計画に位置付けることが必要です。

地域包括ケアシステムは、地域包括支援センターが中心となって、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に供給されることで、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられることを目指しています。医療・介護関係や地域福祉に携わる多職種が集まり、地域情報を共有し、地域課題の解決策等を協議する地域ケア会議^{※6}を推進するなど、地域で支え合う体制の充実が課題となっています。

住み慣れた地域で暮らし続けるために、それぞれの高齢者の状況に適した住宅の確保が求められることから、サービス付き高齢者住宅をはじめとする、高齢者向け住宅の情報提供や相談体制づくりが課題となっています。

本市では平成25年度(2013年度)から多職種連携の研修会を開催し、医療と介護の連携を図っていますが、今後は各分野が連携できる取組を進めることが必要です。

しかしながら、平成26年(2014年)2月に実施した介護保険サービス利用意向調査結果では、約5割のケアマネジャーは医師との連携が課題と感じており、医療・介護における多職種連携を進めることが重要です。

さらに、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症に対する支援体制の強化が求められています。現在、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員^{※8}が中心となって、認知症高齢者の相談に応じていますが、認知症が進行してからの対応となっているのが現状です。認知症を有する高齢者等がどのような状態にあっても対応できるサービス基盤を構築するため、医療・介護・福祉関係者等により作成した「認知症ケアパス」^{※7}が、今後、市民等にも広く周知される取組が必要です。また、「認知症診断・治療支援システム」の構築を進めている医師会等と連携し、初期段階からアセスメントや家族の支援を行う認知症初期集中支援チームの設置の検討を行うことが重要です。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」の趣旨を踏まえ、地域包括支援センターや地域の様々な関係機関と連携し、引き続き高齢者虐待防止の取組を推進する必要があります。

権利擁護に関する取組については、判断能力が低下した認知症高齢者を支援するため、成年後見制度の利用支援等を行っており、今後も引き続き、支援を充実する必要があります。

高齢者調査の結果では、成年後見制度について知識の少ない高齢者が3割弱あり、制度の周知が求められています。

3 介護保険事業の適正・円滑な運営

3-1 介護保険運営体制の強化

(1) 要介護認定の適切な実施

認定調査を行う際には、公平・公正性を確保することのみならず、認定申請者の人権への配慮が大切であることから、認定調査員に対する研修を実施しています。また、認定調査時には、日頃の状況を正確に聞きとるため家族等に同席いただくよう努めています。

また、公平・公正かつ正確な要介護認定となるよう介護認定審査会委員に対する研修を行うとともに、合議体^{※10}間での格差が生じないように、委員構成を随時組み替えるなどの取組を行っています。

(2) 介護保険事業に係る評価の推進

介護保険事業の適正な運営を確保するため、サービス利用実績などの運営状況を定期的に地域福祉推進審議会高齢者施策推進分科会に報告し、意見を求めるとともに、その内容を市民に公表しています。

【高齢者施策推進分科会開催状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
高齢者施策推進分科会開催回数	6回	2回	2回

※平成24年度（2012年度）までは高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇談会を開催

(3) 介護給付適正化に向けた取組

国、府の第2期〔平成23年度（2011年度）～26年度（2014年度）〕介護給付適正化計画における重要8事業を踏まえて策定した茨木市介護給付適正化計画に基づく点検等を引き続き実施し、利用者に対する適切な介護保険サービスの確保及び介護給付費、介護保険料の増大の抑制を図っています。

※10 合議体

要介護認定の審査判定を行う、保健、医療、福祉に関する学識経験者で構成された組織体のこと。

【介護給付適正化事業実施状況】

項 目		平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
訪問認定調査の点検	目 標	9,387件	10,420件	9,205件
	実 績	8,992件	9,205件	9,632件
	達成率	95.8%	88.3%	104.6%
ケアプランの点検	目 標	120件	140件	150件
	実 績	125件	1,107件	466件
	達成率	104.2%	790.7%	310.7%
住宅改修の適正化	目 標	50件	85件	65件
	実 績	85件	90件	63件
	達成率	170.0%	105.9%	96.9%
医療情報との突合	目 標	12回	12回	12回
	実 績	12回	12回	12回
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
縦覧点検実施	目 標	12回	12回	12回
	実 績	12回	12回	12回
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
介護給付費通知	目 標	2回	2回	2回
	実 績	2回	2回	2回
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%

(4) 介護保険サービス事業者への指導・助言等

地域密着型サービスに加え、大阪府から「指定居宅サービス事業者の指定等」(一部サービスを除く。)に関する事務移譲を受け、居宅サービス事業者の指定を行うとともに、法令遵守が徹底されるよう周知と自主点検の実施を働きかけ、サービス提供の質の確保及び介護給付の適正化が図られるよう、指導監査を行っています。

高齢者(要介護者等)がサービスを利用するに当たり、ニーズに沿って必要なサービスを選択して、公平に利用できるよう、居宅介護(介護予防)支援事業者へ中立・公正性の確保及びサービスの質の向上について働きかけています。

また、茨木市高齢者サービス事業所連絡会に対し、制度改正等の情報提供や意見交換を行うとともに、研修等の活動が円滑に行えるよう支援しています。

(5) 介護保険サービスに対する相談体制の充実

介護保険サービスに対する相談については、窓口や電話対応だけでなく、介護老人福祉施設や認知症対応型共同生活介護施設などの介護保険施設等に派遣している介護相談員が、入所者の不満や不安を受け止め、施設側との意見交換を行うことにより、その解消に努めています。

【介護相談員の配置状況】

項 目		平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
介護相談員	実績	18人	18人	18人

(6) 介護従事者の育成・定着に向けた支援

国の雇用創出基金事業を活用し、平成25年度（2013年度）に介護職員初任者（5人）の養成支援を行っています。

また、茨木市高齢者サービス事業所連絡会が実施する研修会の支援や加入事業所拡大のための協力を行っています。

3-2 介護保険サービスの充実と供給体制の整備

(1) 地域密着型サービスの充実

住み慣れた地域で生活が継続できるよう、「地域密着型サービス」の整備に努めています。平成25年度（2013年度）累計で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護2か所、夜間対応型訪問介護1か所、小規模多機能型居宅介護（複合型サービス含む）9か所、認知症対応型通所介護13か所、認知症対応型共同生活介護11か所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護1か所が整備されています。

なお、公正・中立な指定等のために、茨木市地域包括支援センター運営協議会^{※11}で審議しています。

【地域密着型サービスの整備状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（累計）	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	2か所 (2か所)
夜間対応型訪問介護 (累計)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	1か所 (1か所)
小規模多機能型居宅介護（複合型サービスを含む）（累計）	2か所 (7か所)	0か所 (7か所)	2か所 (9か所)
認知症対応型通所介護 (累計)	2か所 (9か所)	2か所 (11か所)	2か所 (13か所)
認知症対応型共同生活介護 (累計)	2か所 (11か所)	0か所 (11か所)	0か所 (11か所)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (累計)	0か所 (1か所)	0か所 (1か所)	0か所 (1か所)

※「地域密着型特定施設入居者生活介護」については、必要量を見込んでいないため掲載していません。

※11 地域包括支援センター運営協議会

市町村が設置し、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立的な運営の確保を目指す協議会のこと。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じ、短時間の定期巡回により、訪問介護や訪問看護サービスを一体的に提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、平成25年度（2013年度）に2か所事業所の整備が行われています。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施状況】

年度	計画値	利用実績	利用割合	整備済み量
平成23年度 (2011年度)	0人	0人	0%	0人
平成24年度 (2012年度)	60人	0人	0%	0人
平成25年度 (2013年度)	60人	346人	576.7%	60人

②認知症対応型共同生活介護

認知症で介護を必要とする方が共同生活している住居で、食事や入浴等の介護を提供するサービスです。

平成25年度（2013年度）の利用実績をみると、計画値に比べやや低くなっています。

【認知症対応型共同生活介護の実施状況】

年度	計画値	利用実績	利用割合	整備済み量
平成23年度 (2011年度)	1,488人	1,666人	112.0%	1,464人
平成24年度 (2012年度)	1,500人	1,550人	103.3%	1,464人
平成25年度 (2013年度)	1,608人	1,543人	96.0%	1,512人

③小規模多機能型居宅介護（複合型サービス含む）

「通い」を中心とし、利用者の状態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスです。複合型サービスは、それらのサービスに訪問看護のサービスが加わります。

【小規模多機能型居宅介護の実施状況】

年度	計画値	利用実績	利用割合	整備済み量
平成23年度 (2011年度)	3,167人	1,137人	35.9%	1,763人
平成24年度 (2012年度)	1,608人	1,376人	85.6%	2,004人
平成25年度 (2013年度)	2,148人	1,484人	69.1%	2,508人

※第4期介護保険事業計画（平成21年度～23年度）策定時に計画値を大きく見直した。

※24年度（2012年度）から複合型サービスを含む。

④認知症対応型通所介護

認知症高齢者が通う施設で、介護や日常生活上の世話等を行うサービスです。

平成25年度（2013年度）の利用実績をみると、計画値を上回っており、前年度に比べ17.9%増となっています。

【認知症対応型通所介護の実施状況】

年度	計画値	利用実績	利用割合	整備済み量
平成23年度 (2011年度)	10,215 回	9,615 回	94.1%	22,300 回
平成24年度 (2012年度)	9,593 回	14,693 回	153.2%	29,400 回
平成25年度 (2013年度)	10,857 回	17,324 回	159.6%	28,660 回

⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模な特別養護老人ホームで、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。

平成25年度（2013年度）の利用実績をみると、計画値に比べ低くなっていますが、平成26年度（2014年度）に2か所整備しています。

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の実施状況】

年度	計画値	利用実績	利用割合	整備済み量
平成23年度 (2011年度)	1,044 人	348 人	33.3%	348 人
平成24年度 (2012年度)	348 人	357 人	102.6%	348 人
平成25年度 (2013年度)	696 人	353 人	50.7%	348 人

（2）介護保険サービス量確保の方策

サービス事業者の新規参入や既存事業所の事業拡大のため、地域の介護需要に関する情報を収集し、事業者への情報提供に努めています。

また、施設整備においては、地域密着型サービス事業者募集説明会の開催や、新設、改修時に国の補助金を活用することができるよう、事業展開を促進するための環境づくりを図り、安定的な介護保険サービスの供給につながるよう努めています。

①施設・居住系サービス

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設の3種類の施

設があります。

平成25年度（2013年度）の各施設の利用状況をみると、介護老人福祉施設の利用者は7,694人で、前年度に比べ2.6%増となっています。また、介護老人保健施設の利用者は6,133人、同0.1%増、介護療養型医療施設の利用者は320人で、同15.3%減となっています。

【施設サービスの実施状況】

年度	施設	計画値	利用実績	利用割合	整備済み量
平成23年度 (2011年度)	介護老人福祉施設	8,016 人	7,601 人	94.8%	8,292 人
	介護老人保健施設	6,300 人	5,724 人	90.9%	6,912 人
	介護療養型医療施設	792 人	339 人	42.8%	852 人
	合 計	15,108 人	13,664 人	90.4%	16,056 人
平成24年度 (2012年度)	介護老人福祉施設	8,076 人	7,499 人	92.9%	8,292 人
	介護老人保健施設	6,000 人	6,128 人	102.1%	6,912 人
	介護療養型医療施設	324 人	378 人	116.7%	852 人
	合 計	14,400 人	14,005 人	97.3%	16,056 人
平成25年度 (2013年度)	介護老人福祉施設	8,160 人	7,694 人	94.3%	8,292 人
	介護老人保健施設	6,048 人	6,133 人	101.4%	6,912 人
	介護療養型医療施設	324 人	320 人	98.8%	852 人
	合 計	14,532 人	14,147 人	97.4%	16,056 人

②居宅サービス

ア 訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、入浴、排せつの介助や、日常生活の援助を行うサービスです。

平成25年度（2013年度）の利用実績をみると、計画値に比べ低いものの、前年度に比べ10.8%増となっています。

【訪問介護の実施状況】

年度	計画値	利用実績	利用割合	整備済み量
平成23年度 (2011年度)	375,844 回	358,137 回	95.3%	625,107 回
平成24年度 (2012年度)	481,092 回	391,948 回	81.5%	797,524 回
平成25年度 (2013年度)	523,308 回	434,248 回	83.0%	516,950 回

イ 訪問入浴介護

簡易浴槽を積載した移動入浴車等で寝たきり高齢者等の家庭を訪問し、入

浴の介助を行うサービスです。

平成25年度（2013年度）の利用実績をみると、計画値に比べ35.2%と低く、前年度に比べても利用実績が下回っています。

【訪問入浴介護の実施状況】

年度	計画値	利用実績	利用割合	整備済み量
平成23年度 (2011年度)	5,537回	4,240回	76.6%	10,165回
平成24年度 (2012年度)	5,174回	4,244回	82.0%	9,100回
平成25年度 (2013年度)	5,713回	3,701回	64.8%	9,100回

ウ 訪問看護

訪問看護ステーション等の看護師等が家庭を訪問して、主治医の指示のもとに、病状を観察したり床ずれの処置等を行うサービスです。

平成25年度（2013年度）の利用実績をみると、計画値に比べやや低いものの、前年度に比べ9.3%増となっています。

【訪問看護の実施状況】

年度	計画値	利用実績	利用割合	整備済み量
平成23年度 (2011年度)	41,608回	43,274回	104.0%	71,955回
平成24年度 (2012年度)	52,257回	49,597回	94.9%	72,797回
平成25年度 (2013年度)	60,271回	54,222回	90.0%	81,540回

エ 通所介護（通所介護・通所リハビリテーション）

通所サービスには、通所介護（デイサービスセンターにおいて、食事、入浴や日常動作訓練等のサービスを提供）、通所リハビリテーション（医療施設や介護老人保健施設において、リハビリテーション等を提供）の2種類のサービスがあります。

平成25年度（2013年度）の利用実績をみると、計画値に比べ12.9%上回り、前年度に比べ9.5%増となっています。

【通所介護の実施状況】

年度	計画値	利用実績	利用割合	整備済み量
平成23年度 (2011年度)	256,617 回	286,465 回	111.6%	430,175 回
平成24年度 (2012年度)	287,346 回	313,084 回	109.0%	425,323 回
平成25年度 (2013年度)	303,767 回	342,843 回	112.9%	456,030 回

オ 短期入所（生活介護・療養介護）

短期入所には、短期間施設に入所し、生活介護（日常生活上の介護保険サービスを提供）又は療養介護（医療上のケアを含んだ介護保険サービスを提供）を受ける2種類のサービスがあります。

平成25年度（2013年度）の利用実績をみると、ほぼ計画値であり、前年度に比べ7.4%増となっています。

【短期入所の実施状況】

年度	計画値	利用実績	利用割合	整備済み量
平成23年度 (2011年度)	9,504 週	7,448 週	78.4%	9,463 週
平成24年度 (2012年度)	8,235 週	8,141 週	98.9%	8,707 週
平成25年度 (2013年度)	8,936 週	8,746 週	97.9%	8,928 週

カ 訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が家庭を訪問して、リハビリテーションを実施するサービスです。

平成25年度（2013年度）の利用実績をみると、計画値に比べ43.8%下回り、前年度に比べ17.5%減となっています。

【訪問リハビリテーションの実施状況】

年度	計画値	利用実績	利用割合	整備済み量
平成23年度 (2011年度)	7,005 回	13,307 回	190.0%	15,600 回
平成24年度 (2012年度)	19,008 回	11,742 回	61.8%	15,600 回
平成25年度 (2013年度)	22,104 回	9,688 回	43.8%	15,600 回

③居宅介護（介護予防）支援

介護支援専門員が要支援・要介護認定者や家族等の状況を踏まえて居宅（介

護予防) サービス計画 (ケアプラン) を作成します。また、日常生活を送るために必要な、保健、医療、福祉、介護等のサービス調整や介護保険施設の紹介等を行います。

平成25年度 (2013年度) の利用実績をみると、ほぼ計画値であり、前年度に比べ7.2%増となっています。

【居宅介護 (介護予防) 支援の実施状況】

年度	計画値	利用実績	利用割合	整備済み量
平成23年度 (2011年度)	4,863 人	4,978 人	102.4%	6,081 人
平成24年度 (2012年度)	5,371 人	5,416 人	100.8%	6,476 人
平成25年度 (2013年度)	5,774 人	5,805 人	100.5%	7,267 人

(3) 介護保険サービスの普及・啓発、情報提供への取組

介護保険サービスガイドブックや市広報、ホームページ、出前講座等により、介護保険制度やサービス内容・利用方法を情報提供しています。特に、ホームページにおいては、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービスの空き状況を情報提供しています。介護保険サービス事業者には、WAM NET (ワムネット)^{※12}や介護サービス情報の公表制度^{※13}を活用して、積極的な事業者情報の開示を行うよう指導しています。サービスの普及・啓発については、地域包括支援センターや民生委員・児童委員等を通じて、ひとり暮らし高齢者をはじめ、障害者や在日外国人など、情報が届きにくい高齢者への配慮に努めています。

※12 WAM NET (ワムネット)

福祉保健医療関連の情報を総合的に提供するサイト

※13 介護サービス情報の公表制度

介護保険法に基づき介護保険サービス事業所・施設のサービス提供内容及び運営状況に関する情報を公表する制度

(4) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の活用の促進

社会福祉法人等において生計困難者等に対する介護保険サービスの「利用者負担額軽減制度」を実施しています。市広報誌等により、市民や事業者に対し制度の周知に努めています。

【利用者負担額軽減制度の状況】

項目	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
認定者	36人	33人	20人
社会福祉法人等補助額	30,000円	9,000円	2,000円

評価と課題「介護保険事業の適正・円滑な運営」

介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域密着型サービスを中心としたサービス基盤の整備を行っています。今後も高齢者の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみで構成された世帯、要介護認定者等も増加することから、介護保険サービスの安定的な供給ができるようサービスの整備、とりわけ、地域密着型サービスの整備が求められます。

要介護認定では、認定調査員及び介護認定審査会委員への研修を行うとともに、認定審査会開催前に各資料間の内容について、不整合の有無を確認し、適切な審査・判定の実施に努めています。また、ケアプランの点検等、介護給付適正化計画に基づく事業の実施や介護保険サービス事業者への指導・助言を行うことにより、サービスの質の向上を図るなど、適正なサービス提供に努めてきました。介護保険事業を円滑に運営するため、これからも介護給付の適正化の取組を拡充するなど、引き続き、運営体制の強化を図ることが必要です。